

離婚届の記載例と記入上の注意点
～婚姻時に夫の氏にて婚姻した妻が「婚姻前の氏で新戸籍をつくる」を選択された場合～

○届出時に登録している住所をご記入ください。
○離婚届だけでは、住所異動や世帯分離はできません。
別途住所異動届を提出してください。

○婚姻の際に氏が変わった方は婚姻前の氏に戻ります。
この欄にチェックをつけ、本籍をご記入ください。
○離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合は、別紙「離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2）」の届出が必要です。その際は、この欄は記入不要です。

○未成年の子について、親権を行う子の氏名を必ず記入してください。
○離婚届だけでは、子の戸籍の変動はありません。
○離婚により別戸籍になった方の戸籍に子に移すためには、別途裁判所の許可が必要です。

離婚届

令和 8 年 4 月 12 日届出

宮崎県都城市長 あて

届出する日付をご記入ください。
協議離婚の場合、届出した日が離婚日になります。
また、日付の下には提出先の市区町村名をご記入ください。

（フリガナ）夫 みやこのじょう たろう 妻 みやこのじょう はなこ

氏 名 都城 太郎 都城 花子

生 年 月 日 ☒昭和 ☐平成 61 年 10 月 10 日 ☐昭和 ☒平成 3 年 2 月 2 日

住 所 宮崎県都城市姫城町6街区21号 宮崎県都城市中町16街区15号

本 籍 宮崎県都城市姫城町 6 番 都城 太郎

父母及び養父母の氏名

父の父 都城 一郎 続き柄 長 男 妻の父 乙野 武 続き柄 二 女

母 都城 幸子 母 乙野 有紀

養父 続き柄 養 子 養父 続き柄 養 女

養母 養母

離婚の種別 ☒協議離婚 ☐調停 年 月 日成立 ☐和解 年 月 日成立 ☐調停 年 月 日成立 ☐審判 年 月 日成立 ☐審判 年 月 日成立 ☐審判 年 月 日成立 ☐審判 年 月 日成立

婚姻前の氏にどる者の本籍 ☐夫 は ☐妻 は ☒新しい戸籍をつくる ☐同日法 77 条の 2 届出

宮崎県都城市中町16 番 乙野 花子

未成年の子の氏 都城 かおる

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

（協議離婚で親権者の定めをした場合）同意なければ、それぞれが同意のしるしをつけてください。

☒離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

☒離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

新卒や通えやすいインキで書かないでください。
筆跡の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の出身を本籍とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
その他に必要なもの

住 定 年 月 日

夫 年 月 日

妻 年 月 日

事件簿番号

連絡先 電話（090）1234- 〇〇△△ 自宅・携帯・勤務先・呼出 方

※消えるボールペンは使用しないでください。

届書はA3サイズで提出してください。
○黒のボールペンを使用し、丁寧に記入ください。消せるボールペンや鉛筆、修正テープなどは使用しないでください。
○押印は任意です。
○土日祝日、業務時間外に届出する場合は、警備員室での受付になります。翌開庁日以降に戸籍担当が記載内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。
○記入漏れ、誤りなど書類に不備がある場合や受理できない場合は、後日来庁いただくことがあります。
○業務時間は、平日午前8時45分から午後4時30分です（年末年始を除く）。

同居の期間 ☐昭和 ☐平成 2 年 1 月 から ☐昭和 ☐平成 6 年 3 月 まで

☒令和 (同居を始めたとき) ☒令和 (別居したとき)

別居する前の住所 宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 番 号

別居する前の世帯のおもな仕事と ☐1. 農業または農業とその他の仕事を営んでいる世帯 ☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒3. 企業・個人商店等（自営行は除く）の雇用労働者世帯で最も先の就業回数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐4. 3にあてはまらない雇用労働者世帯及び会社団体の役員世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6. 仕事をしている者のいない世帯 (勤務制度の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫の職業 妻の職業

その他 ☐新本籍は街区符号 ☐同居中のため街区符号を空欄

届出人署名 夫 都城 太郎 妻 都城 花子 (※押印は任意)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名 (※押印は任意)

生 年 月 日 ☒昭和 ☐平成 35 年 4 月 12 日 ☒昭和 ☐平成 41 年 8 月 22 日

住 所 宮崎県都城市葦原町 11街区25号 宮崎県都城市山田町山田 3881番地7

本 籍 宮崎県都城市葦原町11 番 宮崎県宮崎市橋通西一丁目 1 番

離婚後の子育ての分担について ☒取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの負担を随時で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にのしるしをつけてください。 親子交流について ☒取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にのしるしをつけてください。 経済的に自立していない子（未成年の子に養われない）がいる場合は、次の□のあてはまるものにのしるしをつけてください。 養育費の分担について ☒取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても定期的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても相当する場合があります）の衣食住に必要な経費。

届出時点で同居中の場合には「別居をしたとき」と「別居する前の住所」は空欄にしてください。

別居の有無に関わらず、いずれか該当する項目にチェックしてください。

婚姻中の氏名で、夫および妻欄に本人が自筆署名をしてください。

○協議離婚届出には、成年者二人（親族、知人でも可）の証人が必要です。
○それぞれ証人本人の自筆署名、生年月日、住所、本籍を証人本人がご記入ください。証人が夫婦の場合でも、氏や住所、本籍は省略せずご記入ください。押印は任意です。
○証人欄が、未記入や疑義がある場合は受理できません。

未成年の子がいる場合には、あてはまる項目に必ずチェックしてください。

※注意点
◆もとの戸籍に戻る場合、婚姻前のもとの戸籍に記載されたすべての人が「除籍」となっている場合は戻れません。本人が筆頭者となり新しい戸籍をつくることになります。
◆新本籍は、届出する時点で存在する土地の地番におくことができます。なお、住居表示地域の場合はその街区符号となります（例：都城市姫城町 6 街区 2 1 号の場合は都城市姫城町 6 番となります）。アパート名等は本籍には入りません。
◆新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場にお問い合わせください。
◆ご不明な点は、市区町村の戸籍担当にご相談ください。